

三宅おおふくクリニック

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

開設者 医療法人緑風会 理事長 三宅 貴仁

管理者 院長 三宅 達也

◎ 常勤医師

三宅 達也 佐野 力哉 佐野 史典 河本 貴之 齋藤 互 三上 剛司 伊藤 寿美子

◎ 標榜診療科目

内科 婦人科 消化器外科 消化器内科 循環器内科 呼吸器内科 外科 乳腺外科 麻酔科
放射線科 リハビリテーション科 脳神経外科 産婦人科 甲状腺外科 泌尿器科

◎ 外来診療時間

婦人科	9:00～12:00 / 15:00～17:00
泌尿器科(女性限定)	15:00～17:00 (第1・3・5金曜日のみ)
乳腺・甲状腺外科	9:00～12:00 / 15:00～17:00 (水曜日午後・第1・3・5土曜日午後は乳腺外科のみ)
内科(一般内科・生活習慣病外来)	9:00～12:00 / 14:00～17:00(火・水・木・土曜日) 15:00～17:00(月・金曜日) (毎週水曜日午前はレディース健診日)
頭痛・しびれ外来	9:00～12:00 (毎週木曜日のみ)

◎ 入院基本料に係る人員配置について

当院は、婦人科医師3名・内科医師1名・乳腺外科医師2名・麻酔科医師1名・看護師が13名在籍しており、夜間は1名の看護職員を配置しております。

◎ 面会時間

平日 13:00～17:00

◎ 入院診療計画、院内感染防止策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、文書をお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

◎ 当院は、中四国厚生局長に以下の届出を行っております

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・外来感染対策向上加算
- ・連携強化加算
- ・サーベイランス強化加算
- ・電子的診療情報連携体制整備加算3
- ・時間外対応体制加算1
- ・継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ・有床診療所入院基本料
- ・電子的診療情報連携体制整備加算1
- ・短期滞在手術等基本料1

2) 特掲診療料の施設基準に係る届出

- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・染色体検査の注2に規定する施設基準
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注3に規定する遠隔モニタリング加算
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ・乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ・乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの（内視鏡下によるものを含む。））及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
- ・腹腔鏡下子宮癒痕部修復術
- ・麻酔管理料（I）
- ・吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）1
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（I）の注5
- ・入院ベースアップ評価料（144）

◎ 公費負担医療機関及びその他の医療機関の種類について

- ・生活保護法指定医療機関
- ・公害医療機関
- ・難病指定医療機関
- ・母体保護法指定医の配置されている医療機関

◎ 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から領収証発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

◎ 一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進及び医薬品の安定供給に向けた取組を実施しております。

- ・後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。
- ・一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。

◎ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組を実施しております。

- ・ 医薬品の供給状況等により、投与する薬剤を変更する場合がありますが、その際は患者さんへ十分にご説明いたします。
- ・ 医薬品の供給不足等が発生した場合においても、適切に対応できる体制を整備しております。

◎ 長期処方・リフィル処方について

当院では患者さんの状態に応じ、「28日以上長期処方を行うこと」、「リフィル処方せんを発行すること」のいずれも可能です。

※長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断いたします。

◎ 時間外対応体制加算について

当院では、かかりつけ医として地域の患者さんをサポートするため、標榜時間外の電話等による問い合わせに対応できる体制を整備し、再診時に「時間外対応体制加算」を算定しております。

◎ 夜間・早朝等加算について

当院は「夜間・早朝等加算」の施設基準を満たす医療機関となります。

診療時間内であっても、土曜日 12:00～17:00 に受付された場合は初診料および再診料に 50 点加算させていただきます。ご了承ください。

◎ 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、質の高い医療を提供するため、電子カルテ情報や健診データ等を安全に共有できる「電子的診療情報連携体制」を整備しております。

- ・ 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。
- ・ マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書を患者さんに無料で交付しております。

◎ 婦人科特定疾患治療管理料について

当院では、器質性月経困難症（子宮内膜症、子宮筋腫、子宮腺筋症など）に対し、ホルモン剤を用いて治療を行う患者さんを対象に、治療計画書を作成して継続的な医学管理を行う「婦人科特定疾患治療管理料」を算定しております。

- ・ 対象となる患者さんには、個別の診療計画書を作成し、同意をいただいた上で医学管理を継続してまいります。

- ・患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付いたします。

◎ 保険外負担に関する事項

特別療養環境の提供

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| ・ 特別室（1 床） | 1 日あたりの利用 | 11,000 円 |
| ・ 個室（8 床） | 1 日あたりの利用 | 6,600 円 |

◎ 夜間緊急体制について

PM7:00～AM9:00 の間の緊急時は、オンコールにて 1 名の医師が対応いたします。

（対応医師）三宅 達也 佐野 力哉 河本 貴之

◎ 患者の皆さまの個人情報について

当院では、取得した患者さんの貴重な個人情報を含む記録を、医療機関として所定の目的に利用させていただきますので、患者さんのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当院での利用・患者さんがお受けになる医療サービス

- ・ 医療保険事務
- ・ 患者さんに関係する管理運営業務
（入退院等の病棟管理、会計・経理、医療事故の報告、医療サービスの向上）
- ・ 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

患者さんの個人情報は、各種法令に基づいた院内規定を守った上で、下記の目的に利用されます。

2. 当院及び他の医療機関での利用

- ・ 医・歯・薬学系教育
- ・ 症例に基づく研究
- ・ 外部監査機関への情報提供

この利用に当たりましては、可能な限り匿名化するよう努力します。

3. 他の事業者等への情報提供

- ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との医療サービス等に関する連携
- ・ 他の医療機関等からの医療サービス等に関する照会への回答
- ・ 患者さんの診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ・ 患者さんのご家族への病状説明
- ・ 医療保険事務（保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出）



- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 関係法令等に基づく行政機関及び司法機関等への提出等
- ・ 関係法令に基づいて事業者等からの委託を受けて健康診断を行った場合における、事業者等へのその結果通知
- ・ 医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

4. 患者さんの個人情報については、次の権利があります。

- (1)患者さんは、所定の手続きの上、自己の個人情報の開示を請求することができます。
- (2)患者さんは、開示を受けた自己の個人情報の内容について、所定の手続きの上、訂正を請求することができます。
- (3)患者さんは、自己の個人情報が不適切な取扱いをされていると思われる場合は、所定の手続きの上、自己の個人情報の利用の停止・消去・提供の停止を請求することができます。
- (4)患者さんは、上記権利の決定等に関して不服がある場合は、当院に対して異議申し立てをすることができます。

上記利用目的の中で疑問がある場合は、お申し出ください。